

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大津市は、全国的にも数少ない人口増加地域であったが、平成26年度以降横ばいの状況が続いており、令和7年2月現在の人口は約343千人となっている。今後は、減少局面に入っていくとともに、特に産業を支える生産年齢人口割合は、少子高齢化が進むにつれ、現在の約6割から急速に減少すると予想されている。

市内には、約11千の多様な事業所が存在しており、約12万人の従業員が働いている。産業構造については、滋賀県は第2次産業の割合が高いのに対し、大津市は第3次産業の割合が高く、特に、製造業の割合は事業所数が約5%、従業員数が約12%であり、全国平均と比べても低い状況である。

戦前は、琵琶湖の水を活かして湖岸部に繊維産業の事業所が多数立地し、基幹産業となっていたが、戦後の産業構造の変動により、多くは研究開発や素材関連の事業に転換が図られ、さらに、交通の要衝、京阪神への近接性、県庁所在地としての利点を活かしたサービス系の多様な産業の立地が進んだことで、幅広い産業構造が形成されている。特に、業種は金融業・専門サービス業・教育（学習塾等）・生活サービス業・娯楽業など、都市生活の利便性向上につながる業種が多数集積している。

また、市内中小企業は約11千の事業所のうちの約99%を占め、多様な分野で特徴ある事業活動を行っており、従業員1～4人の事業所が全体の約6割であることをはじめ、小規模事業者の割合が高いことが特徴である。これら小規模事業者の多くは、特定の分野で高い競争力を有しており、自社サービスや製品・商品に対して自信や誇りをもって事業活動を行っている。一方で、従業員の高齢化や後継者の確保等が深刻化してきており、さらに人材確保が大きな課題となっている。このことから、事業規模の拡大や新規事業の開始に踏み出せない事業者が多い状況にあると推察される。

一方、大津商工会議所が実施した大津企業景況調査（令和6年10月～12月）によると、3ヵ月後の設備投資計画があると回答した企業の割合は33.3%で、前回より上昇しており、業種別では卸売業や製造業において大きく上昇し、設備投資意欲が回復基調にある。今般の状況を踏まえ、設備投資のためのインセンティブを付与することで、深刻化する人材不足への対応や生産性の向上、経営基盤の強化、競争力の強化につなげていく必要がある。

(2) 目標

大津市内の事業所の約99%を占める中小企業は、小規模事業者の割合が高く、多様な分野で特徴ある事業活動を行っていることから、個々の事業者が特定の分野で高い競争力を有している。今後は、こうした事業者の生産性を高めるとともに、

新事業や新産業の創出を促進することが、地域経済の持続的発展に極めて重要な要素である。

このことから、市内のあらゆる中小企業の経営基盤や競争力の強化を図っていく必要があり、本計画期間中に40件の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者が、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を年平均3%以上向上させることを目標とする。

2 先端設備等の種類

大津市内の事業所約11千のうち中小企業は約99%を占め、事業分野は多岐にわたっている。また、中小企業の約6割は従業員1～4人であるなど小規模事業者の割合が高いことから、幅広く事業者の生産性向上を実現していくことが、地域経済の維持・強化につながる。

については、大津市内の中小企業による幅広い取り組みを促す観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

大津市は市域が南北に長く、古くから地域ごとに特色ある産業が根付くなど多様な産業が発展してきた特徴があり、幅広く中小企業者の生産性向上の実現に向けた取り組みを促す観点から、本計画の対象区域は大津市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

大津市内の事業所の約99%を占める中小企業の多くは小規模事業者であり、事業内容は多岐にわたっていることから、生産性向上の実現に向けた取り組みは幅広く促す必要があるため、大津市内で事業活動を行う全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③先端設備等導入計画の認定申請時には、中小企業者に対し計画認定による支援措置の内容についての説明に配慮する。